

質問書 シンガポール

2000年8月

著作権法一般

1. 支分権のリスト

著作者の権利は、1999年の著作権法第26条および第85条と第86条に述べられている。

言語、演劇または音楽の著作物

言語、演劇または音楽の著作物の場合に、以下の行為のすべてまたはいずれかを行うこと

- (i) 有形的に著作物を複製すること
- (ii) 未発行の著作物に関してその著作物を発行すること
- (iii) 著作物を公に実演すること
- (iv) 著作物を放送すること
- (v) 有線番組に著作物を含めること
- (vi) 著作物の翻案物を作ること
- (vii) 最初にあげた著作物の翻案物である著作物に関しては、(i) から (vi) までの規定において最初にあげた著作物に関して明示されている行為のいずれかを行うこと

美術の著作物

美術の著作物の場合、以下の行為のすべてまたはいずれかを行うこと

- (i) 著作物を有形的に複製すること
- (ii) 著作物が未発行の場合、シンガポールまたはいずれかの国であって、その国に関してこの法律が適用される国において著作物を発行すること
- (iii) 著作物をテレビ放送に含めること
- (iv) 著作物を有線番組に含めること

コンピューター・プログラム（言語の著作物としての権利を含む）

コンピューター・プログラムの場合、そのプログラムに関する商業上のレンタル契約を結ぶこと。ただしプログラムがそのレンタルの実質的な対象物ではない場合を除く。

2. 著作権法はいつ制定されたか。

最初の著作権法は1987年に成立。1987年以前の法律は、1911年の英国の著作権法に基づいていた。

3. 著作権関連のどの国際協定に参加しているか（ベルヌ条約、万国著作権条約など）
TRIPs 及びベルヌ条約。

4. 一般的フェアユース規定があるか（米国著作権法第 107 条のようなもの）。あればその条文。
また、それは何処かの国の法律をモデルにしたものか。

Yes。

1999 年の著作権法第 35 条 - 第 37 条、および第 109 条 - 第 111 条です。第 35 条は米国著作権法第 107 条にならったものだが、多少の違いはある。

5. 個別のフェアユース規定（著作権に限定したもの）はあるか。あればその条文。また、それは何処かの国の法律をモデルにしたものか。

前問参照。

6. 法人著作に関する規定の概要。

一般的な規定は、所有権は著作者に属するというもの。著作物が雇用契約に基づき著作者によって創作された場合、雇用者が著作権の所有者になる。もう一つの例外は、著作物が写真、彫刻あるいは絵画の場合である。これらの著作物が他の者（委託者）によって委託された場合、契約に別段の規定がない限り、委託者が著作物の著作権を有する。

7. 著作者人格権に関する規定はどうなっているか。ソフトウェアやその他の種類の著作物に関してどの程度の修正がこの権利の侵害となるか。

著作権法は、以下のような形の人権保護を定めている。

- a. 著作者が、他人が自分の著作物の著作者であると偽って主張することを止めさせる権利
- b. 自分が著作者でない著作物に対して、自分の氏名を著作者として使用することを止めさせる権利
- c. 改変された著作物に対して、偽って著作者であるとされることを止めさせる権利

これらは、著作権法第 188 条と第 189 条にある。ここで著作物とされるものは、言語、美術、音楽および演劇の著作物を含む。

8. 著作権法上の登録制度があるか。あればその機関名と利用状況。

No。

2. 個別の問題

A. コンピューター・プログラム関連

1. シンガポールではコンピューター・プログラムは著作権対象物として保護されるか。
Yes。著作権法では、著作物はコンピューター・プログラムを含むと定義されている。

2. コンピューター・プログラムに関する特別規定はあるか。

Yes。1999年の著作権法の第7A条(1)(b)、第17条、第26条(c)および第39条(バックアップ・コピーの作成)。

第17条：「本法律において、いずれかの著作物もしくはある著作物の翻案物を有形的形式に記録すること、またはいずれかの著作物もしくはある著作物の翻案物を有形的形式に複製することは、その著作物もしくは翻案物を

- (a) コンピューター内、または
- (b) 電子的手段による媒体上

に蓄積することを含む。

第26条(1)(c)は、コンピューター・プログラムの貸与権を定めている。

第39条(1)は、コンピューター・プログラムのバックアップ・コピーの作成に関係している。

3. シンガポールではプログラミング言語は保護されるか。

確定した判例はない。しかし、オリジナルのコンピューター・プログラムを作成するためのプログラミング言語の使用が、プログラミング言語の侵害になるとは思えない。しかしサブルーチンは著作物を構成すると思われるので、コンピューター・プログラムの一部としてのサブルーチンの使用は開発者の承諾を必要とするだろう。その他の保護の可能性 - ソフトウェアは、登録可能であれば特許法に基づいて保護されるかもしれない。登録可能であるためには、新規で、進歩性があり、産業上利用可能でなければならない。プログラミング言語の特許出願がシンガポール特許庁になされたことはある。

4. シンガポールではインターフェース・プロトコルは保護されるか。

これについて確定した判例はない。しかしインターフェース・プロトコルを発見するプロセスで、何らかの形のリバース・エンジニアリングを必要とする場合、Creative v. Aztech 判決(以下、参照)の結果によって違法となるかもしれない。

5. シンガポールではアルゴリズムは保護されるか。

確定した判例はない。単に個々のアイデアではなく、アルゴリズムの実質的部分がコピーされていれば、おそらく保護されるだろう。

6. RAM へのロードは複製とみなされるか。

Yes。第 15 条 (1) (a) によれば、一時的蓄積は著作物の複製になる。したがって、RAM へのロードは複製となる。第 15 条 (1) (a) は、「著作物に関連した複製には、一時的蓄積及び当該著作物の何らかの他の使用に付随する複製物の作成が含まれる」としている。第 17 条 (b) は、著作物またはその翻案物の有形的形式での複製には、「電子的手段による媒体への」記録が含まれると述べている。これらの 2 つの規定は、RAM へのローディングが複製であることを確認している。Creative 判決（下記参照）では、裁判所は（リバース・エンジニアリングの過程での）RAM へのローディングを複製とした。

7. シンガポールでは、バックアップのための複製は適法か。

Yes。1999 年の著作権法第 39 条。

8. リバース・エンジニアリングの過程における中間的複製部の評価は？

Creative v. Aztech [1997] 1 SLR 621 での上訴裁判所の結果として、違法である。この判例によれば、リバース・エンジニアリングはフェアユースとはならず、したがって違法である。Creative 判決において裁判所は、第 35 条に基づく被告のフェアユースの抗弁を否定した。裁判所は、営利の研究および営利目的での私的調査を除外する第 35 条 (1) (5) により、第 35 条は適用できないと判断した。「調査」という用語は「私的」という用語によって限定されており、実際に調査を行う個人にのみ言及していると解釈されるべきである。したがって「私的な調査」という除外に入るためには、その取り扱い（通常はコピー）は調査者自身によって行われなければならない。ゆえに被告のリバース・エンジニアリングは営利目的で行われたので裁判所は私的調査とは解釈できないと判決した。リバース・エンジニアリングは私的調査の意味の範囲内に入らないので、裁判所はその複製が公正であるか否かという次の問題の検討には入らなかった。

この判決の後、議会は第 35 条 (1) (5) を削除した。この改正のため、リバース・エンジニアリングにフェアユースの抗弁が適用される可能性がある。しかしこれが公正とみなされるか否かについての判決は、シンガポールではまだない。

9. ビデオ・ゲームはコンピューター・プログラム著作物として保護されるか。映画の著作物として保護されるか。あるいはその両方か。

コンピューター・プログラム、映画フィルム及び録音物として保護されると思われる。映画フィルムは、それを利用することによって、

(a) 動画として見せる、または、

(b) 見ることができるよう他のものに含める

ことが可能な、何れのものに含まれている映像の総体として定義され、かかる画像に付随するサウンド・トラックに含まれる音声の総体を含む。

10. ユーザー・インターフェースは、コンピューター・プログラムとは別個のものとして保護されるか。

グラフィック・ユーザー・インターフェースのことを指していると仮定する。保護されない理由はない。しかし、提訴された者は単にインターフェースのアイデアをコピーしただけで表現をコピーしたのではないと通常は論じられてきたので、侵害の証明が困難かもしれない。

11. ユーザー・インターフェースの特許保護と著作権保護との関係について。

特許は、新規で進歩性があり、産業上の利用性があればユーザー・インターフェースのアイデアを保護するかもしれない。シンガポール特許法は、ソフトウェアの特許保護の可能性を排除していない。特許が付与されれば、そのユーザー・インターフェースの背後にあるアイデアに、さらなる保護がなされるだろう。これはインターフェースのルック&フィールに与えられる著作権保護に、さらに追加されるものである。

12. コンピューター・プログラムの侵害に関する判例はある。あればその概要。

SM Summit Holdings Ltd & Anor v. 検察官およびその他の訴訟 ([1997] 3 SLR 922)

このケースでは、警察が Summit 社に対する捜索令状を執行した。押収された証拠物の中には、侵害を証拠付けると主張された文書があった。裁判所は刑事訴訟法第 62 条 (CAP 68) (CPC) および著作権法第 136 条 (9) に基づき 2 つの捜索令状を出した。Summit は裁判所に、押収された文書の返却を求めた。裁判所は、著作権法第 136 条 (9) および刑事訴訟法第 62 条は、侵害を証拠付けると主張された文書の押収を認めていない。それ自体が侵害を構成する文書のみが押収できると判決した。したがって、その文書の返却が命じられた。

この判決の後、議会は文書証拠の押収を認めるように、著作権法を改正した。

Pacific Internet Ltd. v. Catcha.com Pte Ltd

これは、ハイパーテキスト・リンクが絡む係属中の訴訟。この訴訟では著作権侵害、詐称通用およびトレスパスが主張されていて、まだ決着していない。

Chua Puay Kiang v. Singapore Telecommunications Limited & Ors [2000] 3 SLR 640

原告は、自分の「Teletyper」システムの図面、つまり電話のキーボードの配列(「図面」)、付随する変換表(「表」)、および補助的なコンピューター・プログラムに対する著作権を、被告が侵害したと主張した。被告は著作権侵害を否認し、被告のプログラムは独自創作であると主張した。被告は TAS および/または最初の被告の API コーディング表と原告の表との間に類似性があるとすれば、それはこの 2 つの表の基礎となるアイデアのみであると主張した。

裁判所は、被告の表は原告の表に類似した特徴を持ってはいるが、独自創作であるという被告の主張を認め、原告の主張を却下した。

Creative Technology Ltd v Aztech Systems Pte Ltd ([1997] 1 SLR 621)

前記参照。

B. データベース関連の質問

1. シンガポールではデータベースはどのように扱われているか。
データベースは 1999 年の著作権法第 7A 条に基づき、言語の著作物として保護されている。第 7A 条 (1) (a) は、他の著作物を含むかもしれないデータのテーブルを含むと第 7A 条 (3) で定義される編集著作物を保護する。
2. EC データベース指令に関する評価はどうか。それに対する具体的な対応はあるか。
議会は、1999 年の著作権法に基づく編集著作物としてのデータベースの保護で十分であると考えてきた。
法務長官は、1998 年 2 月 19 日に議会で次の発言をした：「データベースおよび編集著作物は、すでに現存の法律の下で保護されている」。
3. データベースを保護する法的根拠は何か。創作性か投資か。
著作権法第 7A 条 (2) (a) は、保護の根拠を、知的創作物を構成する内容の選択および配列に限定している。したがって、データのコンパイルへの単なる投資は、必ずしも著作権による保護を正当化しない。内容の選択と配列に創造性がなければならない。

C. ネットワーク関連の質問

1. 著作物をネットワーク上でアクセス可能にする行為は侵害となるか。なるとすると、どの権利が侵害されたことになるか。
Yes。著作物を有形的形式で複製する権利が侵害される。
2. 他人が勝手にネットワークでアクセス可能にした場合、オペレーター（たとえば BBS）はそれに対して責任はあるか。
No。著作権法（1999 年著作権法第 193 条 A - F）は 1999 年著作権改正法によって改正され、ネットワーク・サービス・プロバイダーは、以下の 2 つの状況において著作権侵害の責任を負わないと定められた。
 - i. 複製が、ネットワーク・ユーザーへのアクセスの提供によって付随的に生じる場合

- ii. 複製が、電気通信事業者によって行われるサービスに類似したサービスを行う過程で、ネットワーク・ユーザーの明示的または黙示的な指示によって、ネットワーク・サービス・プロバイダーによってなされた場合

電子取引法 (Electronic Transaction Act) 第 10 条も参照。著作権のみを対象とする第 193 条 A - F と異なり、この第 10 条はすべての民事および刑事責任を対象としていることを指摘しておく。

3. BBS または機器提供者の間接侵害 (寄与侵害) 責任は認められるか。

上記参照。BBS 等はおそらく第 193 条 A - F を遵守していれば責任を負わないだろう。著作権保有者は、ネットワーク・サービス・プロバイダーに、自分のシステムに置かれているマテリアルが侵害対象のマテリアルであると述べた所定の法定通知書を提出することができる。ネットワーク・サービス・プロバイダーは、責任を避けるために、かかる通知を受け取った時は、そのマテリアルへのアクセスを不可能にするか、そのマテリアルを自分のシステムから除去するために妥当な措置を取らなければならない。「ネットワーク・サービス・プロバイダー」という用語は定義されていないので幾分の不確かさがあり、これらの規定の範囲を不確かにしていないことを指摘しなければならない。「ネットワーク・サービス・プロバイダー」は、おそらく BBS を含むだろう。

3. その他

* A. インターネット関連の質問

1. インターネット・ユーザーの人数

シンガポールで 180 万人

2. インターネット・サービス・プロバイダーの数

4 つのサービス・プロバイダーがある : Pacific Internet、Starhub Internet、Singnet、Singapore CabelVision (SCV)

* B. 電子商取引関連の質問

1. 電子商取引の市場規模

電子商取引 :

電子商取引全体では、シンガポール経済の全売上高の 0.1 パーセントを占める。電子商取引は、インターネットで販売をする大部分の企業の全売上高の 6 パーセントを占めている。電子商取引は、1997 年の 9 億 5800 万ドルから 1998 年には 16 億ドルに増加した。1999 年の見込額は 19 億ドルに達する。企業対消費者 (B2C) よりも企業対企業 (B2B) の電子商取引のほうがはるかに多く、売上高の 98% を占めている。

C. その他

1. シンガポールではシュリンクラップ・ライセンスは有効か。
シンガポールでは確定した判例はない。シュリンクラップ・ライセンスは、下記のような従来の契約原則に基づき適切な仕組みが設けられていれば、実施可能とされるだろう。
 - a) 提供時にライセンス条件を盛り込む。
 - b) そのうえ、ソフトウェア所有者からの価値のある約因によって裏付けられる。
またエンド・ユーザーがライセンスの条件に拘束されたくないと望めば、開封後にコンピューター・プログラムを返却する機会が与えられるべきである。
2. 保護期間の長期化に関する貴方の意見は？
コンピューター・プログラムの商業上の寿命が著作権法に基づく保護期間を超えるとは思えないので、現存の法律に基づく保護期間を変更する理由はない。
3. コンピューター・プログラム、データベースおよびマルチメディア著作物を保護するために、著作権法以外の法制を検討しているか。
特許法および機密保持（トレードシークレットの保護）
4. コピー用ツールの販売は侵害か。
Yes。1999年著作権法第136条(4)および第254条(a)(4)は、コピー用ツールの販売を侵害としている。しかしこのツールが侵害となるためには、コピー用に「特別に設計または翻案」されていなければならない。そうでなければ、この規定は適用されない。したがって、合法的な使用法がある二重カセット・テープ・レコーダーのような機器は、この規定の対象にはならない。しかし侵害品を製造するための型（mould）は対象となる。
5. コピープロテクション外しは侵害になる。
Yes。ただし、ネットワークで提供されている著作物を保護するための電子的権利管理に限られる。電子的権利管理を不正に回避した者は、民事訴訟により提訴される。
6. 真の権利者ではない他人から著作権の譲渡や許諾を受けた場合、その者には何らかの保護があるか。
善意の侵害者（侵害であると疑うための合理的な根拠のない者）は、実際の著作権保有者に損害賠償金を支払う必要はない。しかし著作権保有者に、その侵害によって得た利益を支払わなければならない。
7. 自動生成の作品（機械翻訳など）の権利は認められか。認められるとすれば権利者は誰か。
コンピューターが生成した著作物の著作権に関する見解は明確ではない。この問題について著作権法には特別の規定はない。
8. 営業秘密としての保護を受けるための要件は何ですか。
その情報が公有のものであってはならない。情報の保有者と受領者の関係は、雇用者と従

業員、弁護士と依頼人、銀行と顧客といった、契約上の関係つまり信託の関係に基づくべきである。

*9. ソフトウェア関連発明は特許によって保護されるか。

Yes。新規性、進歩性があり、産業上の利用性があれば保護される。

*10. ソフトウェア関連発明の審査ガイドラインはあるか。

シンガポール特許庁に提出されるソフトウェアに基づく特許出願は、オーストリアまたはオーストラリア特許庁で審査される。シンガポール特許庁は自身で審査設備を持っていない。オーストラリア特許庁の場合、発明は有用な商業上の効果を持っている必要がある。

*11. ビジネス方法に関する特許の例はあるか。あればコメントしてください。

特許法は以前、ビジネスを行う方法あるいはコンピューター・プログラムをクレームする特許出願を排除していた。この排除は 1995 年に撤廃され、それ以降、コンピューター・プログラムおよびビジネス方法について、例えば、インターネット・ポータル、電子商取引のプロセス、教育のプロセスなど、多くの特許出願がなされた。

12. シンガポールでは並行輸入は合法か。

Yes。1999 年著作権法第 40A 条 (1) および第 116 条 (a)。

13. 著作権法と独占禁止法の関係について何らかの規定があるか。あればその条文。

No。しかし以下に関して強制許諾 (Compulsory Licensing) 制度がある。

a) 著作物の翻訳

b) シンガポールでは十分に提供されていないという理由での、著作物の複製および出版いずれの状況でも、著作権審判所が査定する使用料の支払いも含めて、一定の条件が満たされなければならない。また、著作権審判所は著作物、演劇および美術の著作物において著作権者が付与する下記ライセンスを審査する権限も持っている。

a) 著作物の公の実演

b) 著作物の放送、または

c) 放送目的での著作物の録音またはフィルムを作成

著作権審判所は、妥当と考えるライセンス条件を決定する権限を持っている。

14. 侵害を追求するための法的手続についての概要。

民事訴訟と刑事訴追がある。

(I) 民事訴訟

a) 暫定的救済

(i) 仮差止命令

(ii) マレヴァ差止命令 (判決を無効とするための資産を散逸させた証拠がある場合の資産の押収)

(iii) 捜索押収命令 (証拠の保全)

b) 最終的救済

- (i) 終局的差止命令
- (ii) 損害賠償または利益の算定

(II) 刑事訴追

- a. 捜索令状 - 刑事訴追は通常、侵害の証拠を押収するため、警察による捜索令状の執行から始まる。
- b. 司法長官の権限に基づく訴追（注意：（著作権所有者を代表する）原告が告訴状および訴追開始の承認を求める要請を司法長官に提出することが必要とされる。つまり、私人である原告が検察官に代わって訴訟を提起する。）

15. 懲罰的な損害賠償制度はあるか。

1999年著作権法第119条(4)に基づく、損害賠償の補償にさらに追加される損害賠償金。侵害が故意あるいは悪質であることを著作権保有者が立証できれば、追加の損害賠償金が裁定さる。

[以上]